

## 黒石市給水条例施行規則

黒石市上水道事業給水条例施行規則（昭和37年黒石市規則第5号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第7条）
- 第3章 給水（第8条—第16条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第17条—第26条）
- 第5章 貯水槽水道（第27条）
- 第6章 補則（第28条）
- 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、黒石市給水条例（平成9年黒石市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（給水装置所有者の章標）

第2条 給水装置の所有者（使用者を含む。）は、市が交付する章標（様式第1号）を門戸に掲げなければならない。

### 第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の申込み等）

第3条 条例第5条の規定により、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は、給水装置工事施行申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が、設計若しくは申込者を変更し、又は当該給水装置の工事を取りやめようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、給水装置工事設計（申込者）変更届（様式第3号）又は給水装置工事施行取消届（様式第4号）によるものとする。

（工事の設計）

第4条 条例第7条第2項に規定する設計の範囲は、次のとおりとする。

(1) 給水栓まで直結給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで

2 前項第2号の場合において、市長が必要であると認めたときは、受水槽以下の設計図を徴することができる。

3 市長は、設計審査をした結果、不相当と認めたときは、再設計を命ずることができる。

（利害関係人の承諾書等）

第5条 条例第7条第3項の規定に該当する申込者は、次の各号のいずれかの書類を市長に提出しなければならない。

(1) 他人の土地を経過し、又は土地内若しくは構築物内に給水装置を設置しようとするときは、当該

土地又は構築物の所有者の承諾書

(2) 他人の給水装置から分岐引用しようとするときは、当該給水装置の所有者の承諾書

(3) 前2号に規定する承諾書を提出できないときは、申込者の誓約書

(給水装置の構成)

第6条 配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置には、分水栓及び止水栓を取り付けなければならない。

2 前項の給水装置及びメーターの構造並びに材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の基準に適合し、かつ、市長が別に定めるものに適合したものでなければならない。

(工事費の算出)

第7条 条例第9条第1項の工事費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出する。

(1) 材料費 市長が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて得た額

(2) 運搬費 市長が定める運賃

(3) 労力費 市長が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額

(4) 道路復旧費 市長が定める額。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には、市長が別に定める道路掘削跡仮復旧費を加算する。

(5) 間接経費 市長が定める工事の設計及び監督並びに材料及び労務の管理に要する費用の合計額

### 第3章 給水

(給水契約の申込み等)

第8条 条例第13条の規定による給水契約の申込み及び条例第18条第1項第1号に規定する届出をしようとする者は、上下水道等使用申請・届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(代理人及び管理人の選定届等)

第9条 条例第14条及び条例第15条並びに条例第18条第2項第2号の規定により、代理人及び管理人を選定し、又は変更しようとするときは、代理人・管理人選定（変更）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(計量の例外)

第10条 条例第16条第1項ただし書の規定により、計量しないで給水し得るものは、次のとおりとする。

(1) 私設消火栓

(2) 前号のほか、市長が計量の必要がないと認めたもの

(メーターの設置区分)

第11条 条例第16条第1項のメーターは、給水装置の種別又は異なる用途ごとに設置する。ただし、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(受水槽以下のメーターの設置等の条件)

第12条 条例第16条第3項の特に必要があると認めたときとは、受水槽以下の装置が住居部分と非住居部分に使用上区分され、かつ、住居部分の水道が家事用に使用されている場合をいう。

2 受水槽以下の装置の所有者（以下「所有者」という。）は、前項に規定する当該装置にメーターの設置を希望する場合は、受水槽以下のメーターの設置申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 メーターを設置する受水槽以下の装置は、メーターの設置、取替え及び検針の作業等に支障を及ぼさないものでなければならない。

4 メーターを設置した受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の所有者が負うものとする。  
(メーターの貸与及び管理)

第13条 条例第17条第1項の規定により、メーターの貸与を受けた者は、水道メーター保管証(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条第3項の規定によるメーターを亡失し、又は損傷した者は、水道メーター亡失(損傷)届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 メーターの設置場所は、常に清潔にして検針その他の作業に障害となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

(届出の様式)

第14条 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 用途を変更しようとする場合 給水装置用途変更届(様式第10号)

(2) 消防演習に私設消火栓を使用する場合 消火栓演習使用届(様式第11号)

(3) 水道の利用者又は給水装置の所有者に変更があった場合 給水装置利用者・所有者変更届(様式第12号)

(4) 消火栓を消火に使用した場合 消防用水使用届(様式第13号)

(私設消火栓の使用及び封印)

第15条 条例第19条第1項の規定により、私設消火栓を使用する場合は、所有者は、その使用を拒むことはできない。

2 私設消火栓には、市長が封印する。

(給水装置及び水質の検査)

第16条 条例第21条第1項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第14号)を提出して行うものとする。

2 前項の請求に対する結果の通知は、文書により行うものとする。ただし、軽微なものについては、口頭により行うことができる。

3 条例第21条第2項の特別の費用を要したときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造若しくは材質又は機能について、市長が行う通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否について市長が行う通常の検査以外の検査を行うとき。

(3) 前2号のほか、通常の検査以外で、特別の費用を要するとき。

#### 第4章 料金、加入金及び手数料

(用途の適用基準)

第17条 条例第23条の水道料金(以下「料金」という。)の用途の適用基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、2種以上の用途に使用する場合は、その主要なものによる。

(1) 一般用 次号及び第3号に掲げるものに属しないもの

(2) 浴場用 物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により青森県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の用に供するもの

(3) プール用 プールの用に供するもの

（料金の月計算）

第18条 料金は、条例第24条第1項の定例日の翌日から当月の定例日までを1か月分とする。

2 条例第24条第2項の規定により、定例日を変更した場合の料金の算定については、前項の例による。

（指示水量の端数計算）

第19条 メーターの検針時において、指示水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月分に算入する。ただし、条例第24条第2項の規定による場合は、この限りでない。

（メーター検針の告知）

第20条 メーターを検針したときは、その都度、使用水量を水道の使用者又は管理人に告知する。

2 使用水量を条例第25条の規定による認定により処理するときは、その旨を告知する。

（使用水量の認定方法）

第21条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、使用状況を考慮して市長が定める。

（料金の精算）

第22条 料金納付後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、還付の場合、納入者から申出があったときは、その額を次回徴収の料金に充当することができる。

（工事申込み後の加入金の徴収）

第23条 条例第29条第2項ただし書の特別な理由があると認めるときとは、天災地変のため緊急に給水装置工事の必要があるとき、又は国及び地方公共団体の機関が申込みしたときをいう。

2 条例第29条第2項ただし書の規定により、申込み後に水道加入金（以下「加入金」という。）を納付しようとする者は、水道加入金後納承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（加入金の還付）

第24条 条例第29条第3項ただし書の特に認めるときとは、加入金納入後、給水装置工事の申込みを取り消したとき、又は給水装置工事の設計を変更（変更後の給水装置工事に係る加入金の額が既納の額より少額となる場合における給水装置工事の設計の変更に限る。）したときをいい、給水装置工事の申込みを取り消したときは既納の加入金の全額を、給水装置工事の設計を変更したときは既納の加入金の額と変更後の加入金の額との差額を還付する。

（料金の軽減又は免除）

第25条 条例第31条の規定により、料金の軽減又は免除を申請しようとする者は、水道料金減免申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の軽減又は免除の額は、その都度、市長が定める。

（加入金の免除）

第26条 条例第32条の特別な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、その額は次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者が給水装置を新設するときは、口径20ミリメートルに相当する加入金の額

(2) 給水装置の所有者が、その所有に係る給水装置を廃止し、給水装置を別に新設するときは、その

所有に係る給水装置のメーターと同口径に相当する加入金の額。ただし、廃止と新設の工事を同時に申請し、申請後1年以内に工事を完成させなければならない。

- 2 条例第32条の規定により、加入金の免除を申請しようとする者は、水道加入金免除申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

## 第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第27条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごと1回、定期に水道法（昭和32年法律第117号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

## 第6章 補則

（その他）

第28条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則（平成15年3月28日規則第22号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年5月15日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の、黒石市上水道事業給水条例施行規則様式第5号による用紙で、この規則の改正の際残存するものは、この規則改正後の様式とみなして、当分の間、使用することができる。

### 附 則（令和2年3月31日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(黒石市簡易水道事業給水条例施行規則の廃止)
- 2 黒石市簡易水道事業給水条例施行規則(平成19年黒石市規則第34号)は、廃止する。  
(黒石市簡易水道事業給水条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、黒石市簡易水道事業給水条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の黒石市給水条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和4年3月31日規則第16号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式 <略>